

毎年5月は消費者月間です

毎年5月を「消費者月間」として、消費者問題に関する啓発を行っています。

今年の消費者月間の全国統一テーマは『考えよう!大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～』

令和4年4月1日から成人年齢が18歳になりました。

4月1日時点で18歳、19歳の人成年となります。

大人になると、例えばアパートの部屋を借りる、クレジットカードを作る、車の購入でローンを組むなどが一人でできます。以前は18歳で親の同意なしに高額商品購入などの契約をすると、親の意向によっては無条件で解約ができませんでしたが、これからはできなくなります。

契約をするときは内容をしっかりと見極め、事前に親や身近な大人に相談するなど慎重に進めましょう。

勧誘がしつこくて契約してしまったなど 困ったときは一人で悩まず 「県消費生活センター」、「消費者ホットライン188」またはお住まいの市町村窓口までご相談ください。

長野県消費生活センターの電話、FAX番号はこちらです。

電話：026-235-7286

FAX：026-2357288

消費者ホットライン 局番なし188